

「危険ブロック塀等除却」補助金の流れ

(凡例)

申請者

建築指導課

1. 事前相談

2. 現地確認

- ・ 建築指導課が、補助金に該当するか現地を確認します。
(申請者の立会いは不要です。)
- ・ 確認した結果を、申請者に連絡します。

3. 見積り依頼

- ・ 業者に見積り依頼をしてください。

4. 補助金申請

提出書類

- ☐ 中津市危険ブロック塀等除却事業補助金交付申請書(様式第1号)
- ☐ 付近見取図(地図)
- ☐ ブロック塀の長さや高さがわかる資料(平面図、立面図など)
- ☐ 見積書の写し(除却の内訳がわかるもの)
- ☐ 現況の写真(ブロック塀全体が分かるもの)
- ☐ 誓約書
- ☐ 市税納付状況確認承諾書
- ☐ 【危険ブロック塀等除却】申請時チェックリスト

5. 交付決定通知を送付

6. 契約、工事着手

※交付決定通知を受理後に、業者と契約し工事をしてください。
先に工事をした場合は、補助金の対象になりません。

※契約日は交付決定通知以降の日付、契約者名は申請者と同じ。

7. 工事費支払い

※見積額と最終契約額が異なる場合は、担当まで連絡をお願いします。

8. 完了報告書、 補助金交付請求書提出

提出書類

- ☐ 中津市危険ブロック塀等除却事業補助金工事完了報告書(様式第6号)
- ☐ 工事契約書の写し
- ☐ 領収書の写し
- ☐ 工事写真(着工前、施工中、完了)
- ☐ 中津市危険ブロック塀等除却事業補助金交付請求書(様式第8号)

※工事完了後30日以内か、2月末までの早い日までに提出してください。
間に合わない場合は、補助金が払えません。

9. 補助金を口座振込

【問合せ先】

〒871-8501 大分県中津市豊田町1-4番地3
中津市役所 建設部 建築指導課
電話 0979-62-9029(直通)